



2000
SEPTEMBER

9

きなはいや伊方まつり2000



二所ノ関部屋力士の指導を受けるチビッコ力士

相撲で学ぶ“心・技・体”

— 子ども相撲教室 伊方場所 —

ikata

PUBLIC RELATIONS No. 460

伊方まつり2000



泊村物産コーナー

7月29日(土)、30日(日)きなはいや伊方まつり2000が開催されました。

29日(土)は町民グラウンドで「つくって飛ばそうポトルロケット」が行われ、自作ロケットによる飛距離を競いました。

また、町民会館大ホールでは、「きなはいや映画祭」、「真夏の夜の和太鼓」があり、親子で楽しめる映画や、伊方堂々太鼓などの演奏が行われました。

30日(日)は、伊方中学校グラウンドとスポーツセンターを主会場に各種イベントが開催されました。台風6号の影響であいにくの荒天でしたが、約1万3千人の来場がありました。

昨年が続いて今回も、姉妹緑組をしている北海道泊村の小学生が来町、町内の小学生と交流し、親睦を深めました。同じく姉妹緑組をしている米国レッド・ウィング市の中高生もホームステイを兼ねて参



ダルマ落とし



そうめん流し

加、ホストファミリーや町内の中学生らと交流を深めていました。

今年も元麒麟児の北陣親方を招いて「子ども相撲教室伊方場所」が行われ、チビッコ力士の奮闘に、大きな声援が飛び交っていました。

恒例となった活魚のつかみどりにも大勢の参加がありましたが、残念ながら、きんまレースは悪天候のため中止となりました。

31日(月)は、九町小体育館で「ふるさと歌まつり」が開催され、カラオケショーなどが行われました。

花火大会は8月6日(日)に延期されました。伊方おどり、堂々太鼓の演奏の後、伊方湾の埋立地から、2000年にちなんで、2000発の花火が威勢よく打ち上げられ、約1万8千人の観衆を魅了しました。



泊村とレッドウィング市の子どもたち



きなはいや小町のみなさん



当たるかな?



高得点をねらうて



社氏さんによる酒みこし

きなはいや



ねばり腰及ばず



伊方堂々太鼓ジュニア

伊方まつり2000

実行委員会



ハツケヨイ!



輪なげ

子ども相撲教室

伊方場所の結果

〔団体戦〕

- ・優勝 豊之浦小学校 A
- ・準優勝 二見小学校 A
- ・3位 九町小学校 A

〔個人戦〕

○3年生の部

- ・優勝 井上隆春(豊之浦小)
- ・準優勝 門田輝(九町小)
- ・3位 竹内大友(豊之浦小)
- ・3位 谷口之浩(水ヶ浦小)

○4年生の部

- ・優勝 山藤雄麻(伊方小)
- ・準優勝 田中晶(水ヶ浦小)
- ・3位 宮本大地(伊方小)
- ・3位 浜野上見好(水ヶ浦小)

○5年生の部

- ・優勝 井上航太(豊之浦小)
- ・準優勝 辻隼斗(伊方小)
- ・3位 中藤翔(水ヶ浦小)
- ・3位 上田光寛(二見小)

○6年生の部

- ・優勝 牧田翔太(伊方小)
- ・準優勝 土井康弘(伊方小)
- ・3位 堀内幸太(九町小)
- ・3位 道上雄太(二見小)

八西CATV職員募集

【職種及び採用予定人員】

嘱託職員キャスター(取材及びアナウンサー)1名

【受験資格】

- (1) 日本国語を有する者
- (2) 学歴 高等学校卒業以上の者
(平成13年3月卒業見込みの者)
- (3) 年齢 昭和48年4月2日以降に生まれた者
八幡浜市、西宇和郡に平成12年9月1日前1年以上引き続き居住する者、または父母が八幡浜市、西宇和郡に平成12年9月1日前1年以上引き続き居住する者

【給与及び勤務時間】

八幡浜市の職員に準ずる。

【勤務場所】

西宇和郡伊方町川永田甲1534番地
☎ 八西地域総合情報センター

【受付期間】

平成12年9月1日(金)から9月25日(月)までの勤務時間中(郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る)。

【試験予定日】

- (1) 書類選考 平成12年10月上旬
- (2) 筆記試験及び面接試験 平成12年10月中旬
- (3) 試験科目 一般教養、作文
- (4) 合格発表 平成12年10月下旬

【申込方法】

受験申込書に必要書類を添えて情報センターへ提出。
(受験申込書は☎八西地域総合情報センターにあります。)

【必要書類】

- (1) 履歴書(市販のものでよい)
- (2) 卒業(見込)証明書及び成績証明書
- (3) 公立病院による身体検査証(平成12年9月1日以降検査のもの)
※応募方法、受験手続き等、くわしくは
(財)八西地域総合情報センター
(TEL:38-2211)まで問い合わせください。

伊方町職員募集

【採用予定人員及び受験資格】

- 一般事務職 2名[上級職(大学卒程度)]
昭和46年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者
- 保健婦・士 1名[中級職(短大卒程度)]
昭和52年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者で保健婦・士の資格を有する者、または資格取得見込みの者
- 調理員 1名[技能労務職(高卒程度)]
昭和35年4月2日以降に生まれた者で調理士の資格を有し、経験年数が3年以上の者

【受付期間】

平成12年9月12日(火)から9月19日(火)まで(勤務時間中)受け付けます。なお、郵送の場合は、平成12年9月19日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

【受験要件】

- (1) 日本国籍を有し、父母または本人が伊方町内に住所を有する者及び採用後伊方町内に居住する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

【試験の方法等】

- (1) 試験種目 教養試験・作文試験・面接試験・各種検査
(事務適正検査、一般性格診断検査等)
※保健婦・士については専門試験等を実施
- (2) 試験日及び場所 平成12年10月22日(日) 伊方町民会館
- (3) 合格発表 11月下旬

【受験手続(申込用紙の請求)】役場総務課で交付します。郵便で請求する場合は、必ず80円切手をはった宛先明記の返信用封筒を同封してください。

【必要書類】

- (1) 履歴書 (2) 卒業(見込)証明書及び成績証明書(開封無効) (3) 身体検査証
- (4) 筆記用具・受験票(写真)
※調理員、保健婦・士については資格証明書が必要

【合格から採用まで】この試験の合格者は、伊方町職員採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、平成13年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日から1年間です。

【その他】受験手続、その他問い合わせ先

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1992番地
伊方町役場総務課 電話(0894)38-0211

ねんきんコーナー

年金を受給していた方が亡くなられたら届出を

年金を受給されていた方が亡くなられたら、年金担当窓口にも死亡の届出をお願いします。

年金の受給権は、受給者本人固有の権利ですから、本人が死亡された場合は消滅してしまいます。

年金の受給者の方が亡くなった場合、届出をいただかないと現況届の提出時期まで年金が払い続けられ、過払いによる返還金が発生することになります。

亡くなられた方が、本来受け取らるべき年金額について未払いのものが

国民年金にはこんな給付があります

国民年金は、すべての方に共通する3つの基礎年金と国民年金独自の給付があります。

●65歳になったとき 老齢基礎年金

国民年金の保険料を納めた期間または保険料を納めることを免除された期間の合計が原則として25年以上ある方が受けられます。
希望すれば60歳から受けること縦上げ受給もできますが、いろいろな制約があります。

●障害者になったとき 障害基礎年金

国民年金加入中、あるいは20歳前の病気やケガが原因で、一定以上の障害が残った場合に受けられます。
●夫を亡くし、妻と子が残されたとき 遺族基礎年金

国民年金加入中、あるいは老齢基礎年金を受給していた方が亡くなった、あとに残された妻と、子18歳になって最初に3月31日を迎えるまで

の「未支給年金」として遺族の方の請求により支払われますので、死亡届と同時に請求をしてください。
(未支給年金を請求できる遺族とは)死亡当時、年金を受給していた方と生計を同じくしていた

- ①配偶者 ②子
 - ③父母 ④孫
 - ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹の順
- で先順位者をいいます。



の子、または国民年金法に定められた障害の状態にある20歳未満の子がいる場合に受けられます。

●定額保険料にプラス 付加年金

国民年金の定額保険料に400円の付加保険料を納めた方が受けられます。

●老齢基礎年金を受ける前に亡くなった夫に替わって 寡婦年金

第1号被保険者として老齢基礎年金を受けるのに必要な期間を満たした夫が、何等かの基礎年金を受ける前に亡くなった場合で、その夫と10年以上連れ添った60歳以上65歳未満の奥さんが受けられます。

●国民年金から年金を受けたいうちに亡くなったら 死亡一時金

第1号被保険者として国民年金保険料を3年以上納めた方が、国民年金から何も受けないままに亡くなった場合にその遺族の方に支払われます。

児童手当等の支給について

【児童手当】

6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給され、手当の額は第1子、2子はそれぞれ月額5,000円、第3子以降はそれぞれ月額10,000円です。

ただし、所得が一定額以上の場合には、所得制限により支給されません。

【平成12年度児童手当所得制限限度額表】

扶養親族数	所得制限限度額	
	児童手当	特例給付
0人	170万円	361万円
1	208	399
2	246	437
3	284	475
4	322	513
5	360	551

(扶養親族数は平成11年中の所得税法の数)

注1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての所得制限限度額は、左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2 扶養親族等の数が6人以上の場合の所得制限限度額は一人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

【母子家庭医療公費負担事業】

母子家庭医療は、母子家庭の母・児童が、疾病または負傷のため、医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担相当額を県と市町村で2分の1ずつ助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図るためのものです。

●対象者

- 母子家庭の母、20歳未満の児童。
- 準母子家庭(祖母と孫(20歳未満)、姉と弟妹(20歳未満))
- 父母のない児童(20歳未満)

上記の対象者で引き続き次の要件にあたる場合も認定の対象となります。

- 20歳以上の子で、大学等(高等専門学校、大学院を含む。ただし、専修学校、各種学校は対象外)に就学中の者。
- 20歳以上の子で、障害者手帳(1級、2級)を持っている者。
- 20歳以上の子で、重度または中度の知的障害者と判定された者。

●対象除外

所得税課税世帯、生活保護世帯

※くわしくは保健福祉課へ問い合わせください。

特別養護老人ホーム青石寮職員募集

平成13年4月採用の職員を次のとおり募集します。

I. 職種及び採用予定人員

- ①介護職員2名 ②調理員1名

II. 受付期間

平成12年10月2日(月)から10月16日(月)までの執務時間中に受け付けます。

郵送による場合は、平成12年10月16日までの消印のあるもの限り受け付けます。

III. 応募方法

受験申込書に下記必要書類を添えて、「〒796-0201 保内町川之石1-8-1 特別養護老人ホーム青石寮」へ提出してください。

郵送の場合は、封書に「受験申込書在中」と記入してください。

*必要書類

1. 履歴書(市販のもの可、写真貼付のこと)
2. 卒業(見込)証明書

IV. 受験資格

1. 日本国籍を有する者で、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者。
2. 昭和36年4月2日から昭和58年4月1日の間に生まれた者。
3. 高校・短大・大学卒業または、平成13年3月卒業見込みの者。

V. 試験日時及び試験科目

*一次試験

- (1)日 時 平成12年11月10日(金) 午前10時～
特別養護老人ホーム青石寮 1階和室

(2)試験科目

- ①一般教養試験 ②作文

- (3)一次試験合格発表 平成12年11月下旬

*二次試験(一次試験合格者のみ)

- (1)日 時 平成12年12月上旬

(2)試験科目

- ①面接

- (3)合格発表 平成12年12月中旬

VI. 採用期日

合格者は、平成13年4月1日付で「特別養護老人ホーム青石寮」職員に採用予定です。

◎応募手続き、お問い合わせは「特別養護老人ホーム青石寮」

☎ 36-0406 (担当者 松本)

平成12年度母子家庭及び専業主婦自立促進対策事業

「ホームヘルパー養成研修2級課程」受講者募集

1 目的

母子家庭及び専業主婦の自立促進のため、ホームヘルパーの就労希望者を対象に、福祉サービスの基本視座の理解、業務内容やサービス利用に関する知識等の必要な知識及び具体的な技術について修得するための研修を実施する。

2 主催

(財)愛媛県母子寡婦福祉連合会
開催期日
平成12年10月～平成13年2月

3 受講対象者

(1) 母子家庭の母及び子女または寡婦
(2) ホームヘルパーに就業を希望している者
(3) 全課程を受講できる者
(4) 八幡浜地方局管内または近郊に住居を有する者

4 募集定員

20名(申込者多数の場合は、選考により決定)

5 日程及び内容

(1) 講義
平成12年10月～11月
開講式
10月4日(水)
毎週水曜日
会場
八幡浜市保健福祉
総合センター
(八幡浜市松栢乙一〇〇)

6 実技講習

平成13年1月
会場
八幡浜市保健福祉総合センター

(3) 実習

・介護実習 平成13年2月
ことぶき荘・青葉荘
・訪問介護同行 平成13年2月
社会福祉協議会
・在宅サービス提供現場見学
平成13年2月 ことぶき荘・青葉荘

7 受講の申し込み

受講希望者は、保健福祉課へ印鑑をこ持参のうえ、お申し込みください。
(すでに3級の資格を持っておられる場合は、証明する書類を添付してください。)

8 申込締切日

平成12年9月14日(木)
修了証明書の発行

9 養成講習の全課程を修了した方

には、修了証明書・携帯用修了証明書を交付します。
受講料 無料
(テキスト代6,800円は自己負担)

10 会場



児童扶養手当制度

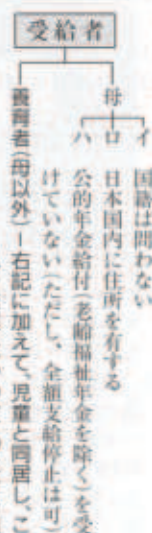
【制度の目的】

父と生計が同一でない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

【支給要件】

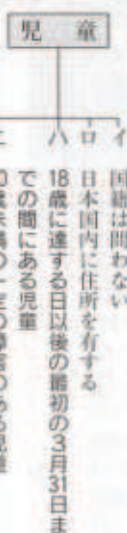
手当は、父と生計が同一でない児童を母が監護するとき、または母以外の者が児童を養育するとき、その母または養育者に対し支給されます。

一、手当を受けることができる人



これを監護し、かつ、その生計を維持している。

二、手当の対象となる児童



ハ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
イ 国籍は問わない
ロ 日本国内に住所を有する

ホ 20歳未満の一定の障害のある児童
ニ 次のいずれかに該当する児童
ハ 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消した児童

イ 父が死亡した児童
ロ 父が重度の障害のある児童
ハ 父の生死が明らかでない児童
ニ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
ホ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童

イ 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)によらないで懐胎した児童(いわゆる未婚の母)

ニ 制度改正により、未婚の母子の方で子が父親に認知された場合も手当を受けることができるようになりました。

ホ Gに該当するかどうか明らかでない児童

イ 但し、児童が次に掲げるいずれかに該当するときは、その児童については手当は支給されません。

ロ 父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる(ただし、全額支給停止は可)

ハ 父または母の死亡について労働基準法等による親族補償等の給付を受けることができる

ニ 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっていない

ホ 児童福祉施設等に入所している

【所得制限】

手当を請求する人の前年(1月から6月までに請求する人については、前々年の所得が、一定額以上あるときは、手当は全額または一部の支給が停止されます。

また、手当を請求する人と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者(兄弟姉妹及び直系血族)の前年(1月から6月までに請求する人については、前々年の所得が、一定以上あるときも手当は全額支給されません。

なお、12年8月以降の月分の手当の支給に関する所得制限については、次のようになっています。

(注) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある者についての限度額は、左表の額に次の額を加算した額とする。

①本人の場合は、
②特定扶養親族1人につき15万円
③孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、

【所得制限限度額表】

(単位：円)

扶養親族の数	申請者		扶養義務者
	全部支給	一部支給	全部支給
0人	458,000	1,540,000	2,360,000
1人	904,000	1,920,000	2,740,000
2人	1,326,000	2,300,000	3,120,000
3人	1,748,000	2,680,000	3,500,000

【手当額】

平成11年4月1日改定(単位：円)

	全部支給		一部支給
	月額	月額	月額
児童1人の場合	42,370	28,350	28,350
児童2人の場合	47,370	33,350	33,350
児童3人の場合	50,370	36,350	36,350

4人目以上は児童が1人増えるごとに、月3,000円が加算される。

当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円

【手当の支給】

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

手当の支払いは、認定を受けた時期によって、郵便局振込(昭和60年8月1日以前に認定を受けている者)と銀行等口座振込(昭和60年8月1日以降に認定を受けた者)があります。

また、4月、8月、12月の11日(11日が金融機関休業日の場合は、その前営業日)にそれぞれ前月までの手当が支給されることとなります。

なお、手当の支給を受ける権利は2年を経過したときは時効によって消滅しますので、注意してください。

【支給手続】

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、役場の窓口へ必要書類を添えて申請し、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

○主な必要書類

一、児童扶養手当認定請求書
二、請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本
三、請求者と対象児童の属する世帯全員の住民票
四、預金通帳の写し(口座振込先の確認に必要です)

その他受給理由等により、上記以外の書類も提出していただく場合があります。

【手当の請求期限】

昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当するようになった方については、支給要件に該当してから5年間が経過すると、手当の請求をすることができなくなります。

【罰則】

偽り、その他不正の手段により手当を受けた場合、罰せられることがあります。

※ この制度について、おわかりにならないことや、よくわしくお知りになりたいことがありましたら、役場保健福祉課または、愛媛県児童福祉課へ問い合わせください。

[特別制度]

ご存じですか？

【特別児童扶養手当制度の目的】

精神または身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図ることを目的としています。

【支給要件】

手当は、障害児の父もしくは母がその障害児を監護するときまたは父母以外の者が障害児を養育するとき、その父もしくは母または養育者に対し支給されます。

受給者

- 父または母
- 日本国内に住所を有する。
 - 障害児を監護する。
 - 障害者と同居・監護・生計維持の要件が加わる。
- 養育者 (父母以外)

障害児

- (20歳未満)
- 日本国内に住所を有する。
- 障害を支給事由とする年金を受給していない。
- (全額支給停止は可)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(第三二記)に定める程度の障害の状態にある。
- 児童福祉施設等に人所措置されていない。
- 障害児が措置入院していない。

【支給手続】

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、市町村の窓口へ必要書類を添えて申請し、都道府県知事の認定を受けなければなりません。

- 主な必要書類
 - 特別児童扶養手当認定請求書
 - 請求者と障害児の戸籍の謄本または抄本
 - 請求者と障害児の属する世帯全員の住民票
 - 特別児童扶養手当認定診断書(省略できる場合有)
 - 振替預入請求書

【手当の支給】

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

手当の支払いに関する事務は、郵政大臣が行うものとされており、支払いは通常郵便貯金に振替預入されます。(全額国費)

【手当額】

手当額は法律で定められています。(平成11年4月1日改定)

重度の障害児(1級)	1人につき.....月額 5万1550円
中度の障害児(2級)	1人につき.....月額 3万4330円

12月期(8月11日迄) 11月11日
 4月期(12月31日迄) 4月11日
 8月期(4月7日迄) 8月11日

※11日が日曜日もしくは土曜日または休日である場合は、その日の直前の営業日に支給されます。

【所得制限】

所得の高い者に対してまで手当を支給する必要は乏しいと考えられるので、所得制限が行われています。

(注) 平成12年においては、所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある者についての限度額は下表の金額に次の額を加算した額とする。

- 本人の場合
 - ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき25万円
 - 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円
- 下表は、平成12年7月から平成13年6月までに申請のあった認定請求書及び平成12年度所得状況届に適用されます。
- この限度額以上の所得がある場合、平成12年8月から平成13年7月までの間、支給停止となります。

【平成12年 所得制限の限度額表】 (単位:円)

扶養親族の人数	所得額	
	本人	配偶者及び扶養義務者
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000
5	6,496,000	7,388,000
以下、1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第三(第一條関係)

- (一級)
- ①両眼の視力の和が〇・〇四以下のももの
 - ②両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以下のももの
 - ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ④両上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑦両下肢を足関節以上で欠くもの
 - ⑧体幹の機能に阻害していることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - ⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - ⑩精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - ⑪身体の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のももの

- (二級)
- ①両眼の視力の和が〇・〇八以下のももの
 - ②両耳の聴力レベルが九〇デシベル以下のももの
 - ③平衡機能に著しい障害を有するもの
 - ④そしやくの機能を欠くもの
 - ⑤音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 - ⑥両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの
 - ⑦両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑨一上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑩一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑪両下肢のすべての指を欠くもの
 - ⑫両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑬一下肢の足関節以上で欠くもの
 - ⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - ⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - ⑯精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - ⑰身体の機能を障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のももの

お問い合わせ

この制度について、くわしくお知りになりたいことがありましたら、役場保健福祉課または愛媛県障害福祉課にお問い合わせください。

21世紀はモノを捨てない「循環型社会」へ ごみを出すわたしたちにも責任があります

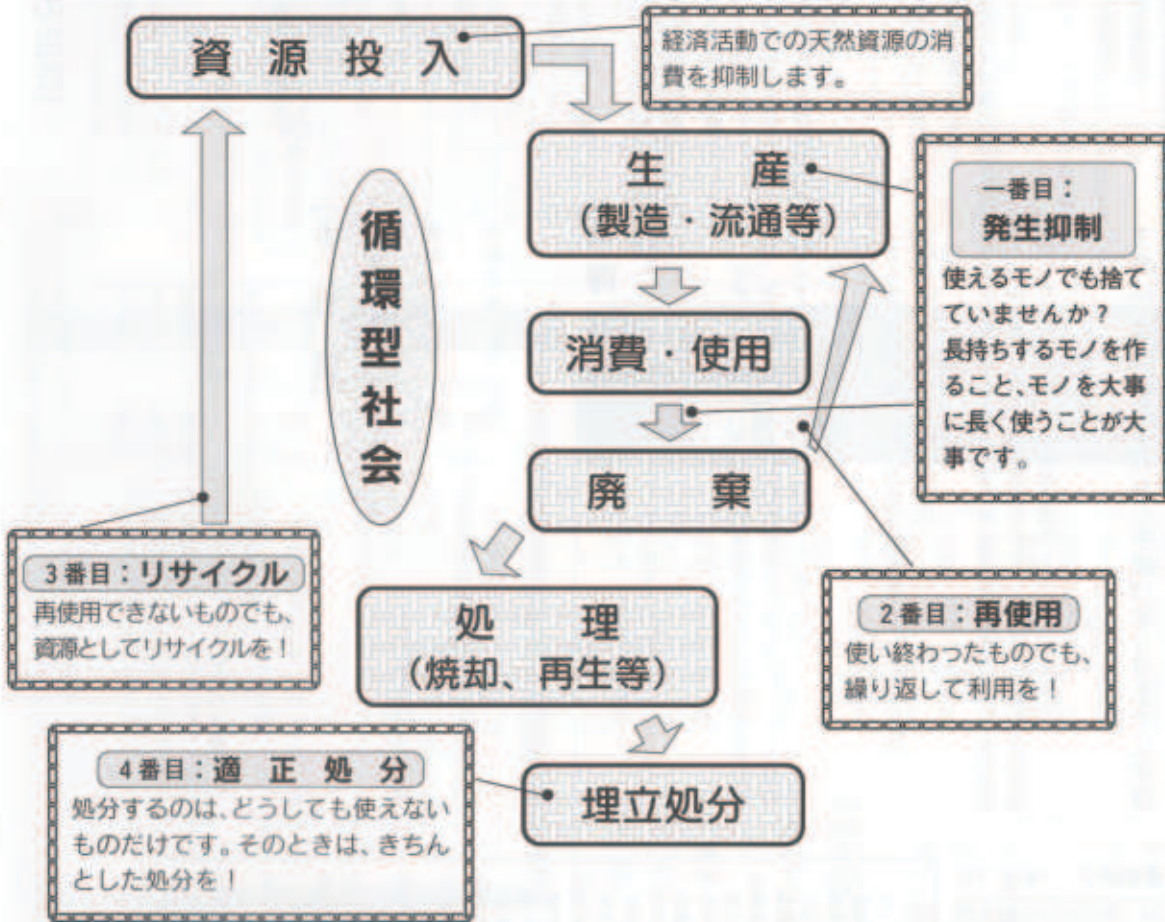
天然資源からモノをつくらせて、使って、捨てる、資源の「一方通行」の社会では、限りある天然資源は一度使われただけで、すぐごみになってしまいます。

しかし、使い終わったモノを資源として何度も使うようにすれば、天然資源を節約して有効活用できるうえに、ごみの量を減らし、環境への負荷も少なくなることが出来ます。

いま、わたしたちの社会は、そうした資源の循環システムをもつ、「循環型社会」へと変わっていく必要があります。今年6月には、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとして「循環型社会形成推進基本法」が制定され、循環型社会づくりへのスタートが切られています。また、この基本法の制定に伴って、リサイクルに関する法律の改正・整備も進められています。

わたしたち一人ひとりも、循環型社会を形成するうえで、役割と責任を負っています。わたしたちがすべきこと、いまから、さっそく始めましょう。

ごみの排出を減らすための4つのステップ



循環型社会形成推進基本法のポイント

●ごみ処理やリサイクルの優先順位を明確化

リサイクルだけではごみの問題は解決できません。基本法ではごみを減らし、できるだけ環境に負荷の少ないリサイクルを实践するために、4つのステップで優先順位を定めました(上図)。

●ごみを出す人とモノをつくる人の責任を明確化

ごみを捨てる人は、捨てようとするごみのリサイクルや処分について責任があり、ごみの分別などをきちんと実践しなければなりません(排出者責任)。

また、モノをつくる人や売る人は、その商品がごみになった後まで一定の責任を負います。不要になった商品の引き取りやリサイクル、リサイクルしやすい材質の工夫などに努めなければなりません(拡大生産者責任)。

伊方発電所の状況

1. 運転状況について(平成12年7月末現在)

伊方1号機 (定格出力56万6千kw)

現在100%出力で運転中

伊方2号機 (定格出力56万6千kw)

第14回定期検査中(8月2日終了)

伊方3号機 (定格出力80万kw)

現在100%出力で運転中



2. 2号機制御棒位置指示装置の指示不良について

定期検査中の伊方2号機で、7月3日午前5時27分頃、原子炉の起動準備のため、制御棒駆動系機能検査を実施していたところ、引き抜き中の制御棒1本の位置表示の指示不良があり、制御棒の位置を検出する装置に異常があることを確認しました。調査の結果、制御棒位置指示装置の配線接続部の接続不良が確認されたため、再度、正常位置に取り付け、正しい接続状態に復旧しました。

3. 2号機補助給水ポンプ駆動用蒸気配管の凝縮水漏れについて

7月4日午前10時10分頃、2号機タービン建家内のタービン補助給水ポンプ駆動用蒸気配管のドレン配管保温部から水滴が落下しているのを運転員が発見したため、係員が保温カバーを取り外したところ、凝縮水が漏れていることを確認しました。調査の結果、当該ドレン配管に設置している逆止弁溶接部近くの配管に貫通穴があることを確認しました。このため、当該配管をステンレス製の新しい配管と取り替え、復旧しました。

4. 1号機スチームコンバータ給水配管からの水漏れについて

7月10日午前10時45分頃、1号機タービン建家外で補助蒸気を供給しているスチームコンバータの下部床に水たまりがあるのを運転員が発見しました。その後、係員により給水配管フランジ部からの漏えいを確認しました。調査の結果、フランジ面に腐食による肌荒れが認められたため、フランジ面を手入れするとともに、パッキンも新品と交換し、復旧しました。

5. 1号機循環水ポンプ1Bの潤滑水流量計の指示不良について

7月17日午前10時22分頃、1号機海水取水口の循環水ポンプ1Bの潤滑水流量計の流量指示が「0」を示したため、調査・点検した結果、潤滑水流量は通常の流量が確保されており、当該流量計の指示不良であることが分かりました。点検中に指示値は正常に復旧しましたが、当該流量計を予備品に取り替え、復旧しました。

6. 2号機復水脱塩装置の塩酸計量槽のドレン配管付近からの塩酸漏れについて

7月26日午前6時10分頃、2号機タービン建家外の復水脱塩装置の塩酸計量槽出口配管付近から塩酸が漏れいているのを運転員が発見しました。漏れ量は、約250ℓと推定されますが、塩酸は、防液堤内にとどまり、堤外への漏れはありませんでした。11時50分頃、堤内の塩酸の中和処理を行い、塩酸の回収を実施し、配管を取り外し、点検した結果、配管に貫通穴が認められました。このため、当該配管を耐酸性のある硬質塩化ビニル管に取り替え、18時10分復旧しました。(当該配管は、後日通常の配管に取り替える予定)

なお、いずれの事象も町・県が立ち入り調査を実施し、環境への放射能の影響のないことを確認しました。

町水道ご利用の皆様へ

既に水道を使用されている方について、盆、正月の時期だけというふうな時期を限定し使用されたい場合は、平成12年9月1日から使用されない間の一時的な閉栓が可能になります。

●閉栓される場合

- ①使用されなくなる場合は、閉栓する旨役場水道課に連絡してください。
- ②担当職員が訪問し、使用水量を確認したうえで、料金を納入していただき閉栓します。(現金で納入されている方

については、その場で納入していただくか、後日送付する納付書により納入していただきます。口座振替により納入されている方は、後日ご指定の口座から引き落としさせていただきます。)

●開栓される場合

- ①使用される場合は、開栓する旨役場水道課へ直接申し込んでください。
その際、開栓手数料として新設料の10%(例えば、口径16mmの給水管の場合は2000円)が必要になります。
 - ②上記手続き完了後、開栓します。
- ※この制度をご利用されますと、水道を使用されない月の基本料金が原則として不要になります。

動物愛護週間

9月20日～26日

9月20日～26日は「動物愛護週間」です。ペットも家族の一員です。近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らすためにもしつけは欠かせません。また、ペットは飼い主を選べません。愛情と責任をもって飼いましょう。

これだけは守りたい! 飼い主の義務

- 動物の習性等を正しく理解して飼うこと。
- 最後まで責任をもって飼うこと。
- 犬やねこの繁殖制限に努めること。
- 動物による感染症の知識をもつこと。
- 動物の所有者を明らかにするための措置をとるよう努めること。



「動物の愛護及び管理に関する法律」

平成11年12月22日「動物の保護及び管理に関する法律」が改正され、法律名が「動物の愛護及び管理に関する法律」に改められました。

新しい法律では、すべての人が、命ある動物を虐待することのないようにするだけでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、適正に取り扱うようにすることがうたわれ、動物の飼い主の責務の強化、動物取扱業の規制、周辺の生活環境の保全にかかわる措置、動物虐待に対する罰則規定の強化などの改正内容が盛り込まれています。

この改正法律は、本年12月1日から施行されます。

9月9日は救急の日

救急車の利用方法ご存じですか？

「救急の日」は、皆さんに救急業務について正しい理解と知識を深めて頂くために制定されました。

救急車は誰でも119番通報すれば利用する事ができます。しかし、「病院に連れて行って欲しい」など安易な利用とか、いたずら等で出動すると、その間に重症患者が出ても出動できなくなるので、安易な利用は避けましょう。

救急車の呼び方

1秒でも早く通報できれば！ 119番通報

- ①火事か救急かを告げます。
救急です。
- ②住所、あるいは事故が発生した場所を伝えます。
〇〇町 地区名 〇〇宅です。
- ③近くに目標となる建物、交差点などを言います。
目標は〇〇〇です。
- ④どのような状況ですか？
意識・出血の有無・かかりつけの病院等
- ⑤あなたの名前と電話番号を教えてください。
名前は消防太郎です。
電話番号は36-3119です。

ポイント

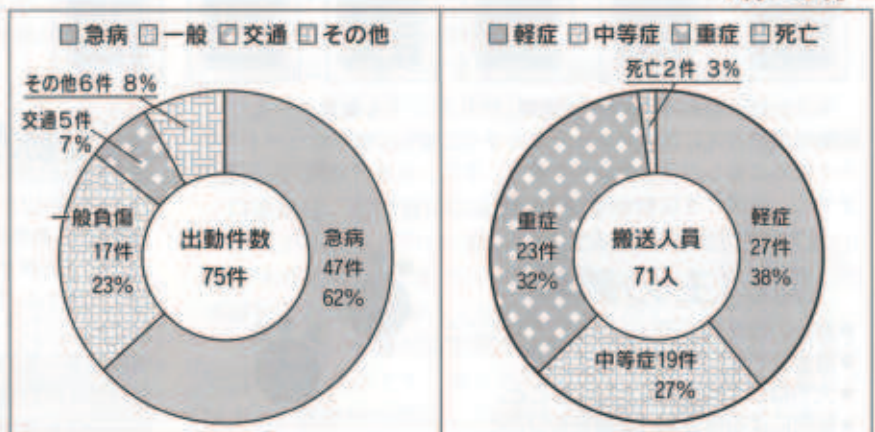
- ① 火事・救急・救助は「119」です。
正確にダイヤルしましょう。
- ② 八幡浜の消防署につながりますので、必ず場所を伝えてください。
それから、近くの目標物を落ち着いて伝えます。
「そんなことはいいから早く来て！」など慌てる気持ちは分かりますが、場所が分かれば、より早く救急車が到着できます。
- ③ 患者は何歳か、男性か女性か、意識はあるかなどを伝えます。
- ④ 病院は、かかりつけの病院を優先して手配しますが、八西管内の病院にしか搬送できない事を理解しておいてください。

◎伊方町における救急出動状況(平成12年中)

1月～6月

お知らせ

皆さんもご存じとは思いますが、携帯電話・PHSからの119番が八幡浜地区消防署に入るようになりました。しかし、電波の状況により通話が途切れる場合があります。なるべく一度つながったら、その場を移動されないようお願いします。



八幡浜地区消防署 第二分署 (☎ 36 - 3119) ・ 伊方町消防団



10月1日、国勢調査が行われます

国勢調査は、5年に1度、日本に住んでいるすべての人を対象に行われる大規模な統計調査です。特に、今年の調査結果は、21世紀のまちづくりに生かされる貴重なデータとなります。あなたの調査票が、暮らしやすい未来の姿を描くのです。ご協力をお願いします。



暮らしを支えるデータ

国勢調査は、単に人口を調べただけに行われるものではありません。その結果は、これからのまちづくりなどに生かされる貴重な基礎資料になります。調査する内容は、世帯全員の男女の別、出生の年月、就業状態、住居の種類など、全部で22項目です。

いま日本は少子化や高齢化が急速に進んでいます。これからの少子・高齢社会に対応するためには、住宅、福祉、交通、雇用など、さまざまな分野での対策が必要になります。調査の結果は、わたしたちの将来の生活基盤を支えるデータになるのです。より暮らしやすい未来の姿を描くために、あなたの「いま」をお知らせください。

調査内容は守られます

9月下旬に調査員が各世帯に

お伺いし、調査票を配ります。調査票が届いたら、「調査票の記入のしかた」をよく読んで、住んでいる人についておれなく記入してください。

調査票は、マーク・数字記入方式です。該当する項目の「印」を黒鉛筆で塗りつぶしたり、数字を記入したりして回答します。記入された内容は、法律によって厳密に守られます。外部にもれたり統計を作成する以外の目的に使われたりすることは絶対にありません。

調査票は、10月上旬に調査員が受け取りに伺います。記入に関して不明な点があれば、調査員に遠慮なくお尋ねください。

調査のスケジュール

- 調査票の配布 [9月23日から]
- ▼
- 調査票の記入 [10月1日現在で]
- ▼
- 調査票の回収 [10月9日まで]
- ▼
- 集計
- ▼
- 結果公表(速報) [12月下旬~]



「落とし水」「水落とす」「堰外す」など、いずれも秋の季節です。

くらやみに 水落つ音や
大社みち 飯田蛇笏
薬師寺の 塔見ゆる田も
水落とす 斎藤小夜
落とす水というのは、田んぼに入れた水を抜いて、田を乾かし、稲刈りの準備をすることです。米づくりは手間がかかりますが、昔は、種まき、田掻き、雨の時期の田植え、炎天下の田草取りと、ほとんどが手作業で、より大変な労働でした。そして、いよいよ収穫の見通しがついて、田水を落とすときは感慨ひとしおだったと思われれます。現在は農作業も機械化し、排水は地下に設けた暗渠(水路)によって行われるようになってきているのが普通です。

昔のように、堰を外して水を落とすというようなことは、少なくなってきたというよう

落とし水

でも、収穫の喜びは、今も昔も変わりません。石川県輪島市の名勝に指定されている千枚田。寛永十五(一六三八)年ごろ築造された「谷山用水」を水利としています。千枚田は棚田のため、上段の田の水吐(排水口)が下段の田の取水口となります。落とし水ということとはちよつと違いますが、暗渠を使わず、水が流れる仕組みになっています。

米が取れる実りの秋。秋は夏休みを経て生活パターンに変化が生じ、特に学生などは悩み事が増える時期でもあります。9月11日は「警察相談の日」。困り事などの電話相談は#9110番までお願いします。





寝具の整え ③

寝たままでもできる シーツ交換のテクニック

寝たきりの場合は、食べかす、汗、ほこりなどで、シーツは汚れます。大変でも、3日に1回はシーツを交換したいものです。

- ①風の無い天気の良い日に窓を開けて、ほこりが外に出るようにする。
- ②お年寄りに、まず手前に向けてもらう(イラスト参照)。



- ③介護者は、ベッドから落ちないように柵をして足側から反対側に回り、汚れたシーツを体の下に丸めて入れる(汚れたほうを内側に)(イラスト参照)。



- ④ほうきでふとんの汚れを払いながら、よく空気を入れる。
- ⑤新しいシーツの真ん中がふとんの真ん中にくるように、縦二つ折にする。シーツの向こう側になるほうは、扇子折にして、汚れたシーツの下に入れる(イラスト参照)。手前のシーツは広げて伸ばす。



- ⑥新しいシーツの手前の角をきちんと折り込み、ふとんを包む(イラスト参照)。



- ⑦新しいシーツの上に、お年寄りの体の向きを変えて寝かせる(ベッドなら柵をする)(イラスト参照)。介護者は足側から反対側に回る。



- ⑧汚れたシーツを取り除き、新しいシーツを伸ばす(イラスト参照)。

■資料 「家庭でできる老人介護の手引」(発行/リハビリ書房)
 ■協力 日本介護福祉士会 (TEL.03-3507-0784)



- ⑨シーツをよく伸ばしたら、お年寄りを仰向けにして、シーツの角を折り込む(イラスト参照)。

- ⑩枕カバーを取り替える。



- ⑪上の掛け物をかけて、ふとん周りを掃除する。

- ⑫ほこりが静まったら(約20分)窓を閉める。

⑬ お年寄りに体を動かしてもらいたいときや自分がいったん離れるときなどは、必ず声をかけるようにしましょう。人手があるときは、左右に分かれて二人一組で行うとよいでしょう。その場合も、お年寄りに対して、また、お互いに声をかけ合うことによって、スムーズに交換することができます。

介護保険

65歳以上の方の保険料納付が10月から始まります



10月から保険料の半額を納付

高齢者の介護を国民みんなで支えるため、「介護保険」が今年4月からスタートしました。

介護保険では、40歳以上の国民すべてが被保険者となり保険料を負担します。65歳以上の方(第1号被保険者)は、制度についての理解をいただきながら保険料を段階的に負担していただけるよう、今年9月まで保険料を納めなくてもよいこととなっていますが、10からは保険料を納付していただくこととなります。

納付していただく保険料の額は、平成13年9月までは本来の保険料の半額、それ以降は本来の保険料となります。

伊方町の65歳以上の方の保険料等については、「広報伊方町」6月号をご参照ください。

保険料は原則年金から天引きされます

○年金からの天引き(特別徴収)

保険料は、老齢・退職年金が年額18万円(月額15,000円)以上の方は、平成12年10月以降2ヶ月おき(12年度は10月、12月、2月)に支払われる年金から、支払いごとに、2ヶ月分の保険料が天引きされます。

○口座振替、納付書による納付(普通徴収)

年金が年額18万円(月額15,000円)未満の方は、平成12年10月以降の納期(12年度は10月から3月までの各月)ごとに、口座振替または納付書により納めていただくこととなります。

保険料は、介護保険制度を安定的に運営するための大切な財源となるものです。みんなで支え合うという制度の趣旨を踏まえ、保険料の徴収にご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険に関するお問い合わせは、保健福祉課の介護保険担当窓口へ

アンケート プロフィール

(63)

ドライブが好きです!

はまぐち
濱口 るみさん
(27歳)

- 住所 大浜
- 身長 162cm
- 体重 ?kg
- 血液型 B型



職業(勤務先)

伊方町役場(総務課)

あなたの性格は?

人見知りするほう、でも慣れたらおしゃべり。

趣味、特技は?

ドライブ

今一番熱中していることは?

運転テクニックを磨く。

好きな異性のタイプは?

優しくて価値感が同じ人。

将来の夢は?

結婚して家族みんなでアウトドアを楽しむ。

伊方町をどう思いますか?

自然が多くて、のどか。

町づくりに対する希望、意見等をどうぞ

子どもからお年寄り、みんなが住みやすい町になればと思う。

アメリカの学校の制服

たいていのアメリカの学校は9月に始まって6月の半ばに終わります。その1年間に1週間の春休みと、約1週間半の冬休みがあります。6月から9月までの夏休みには宿題はありません。



アメリカには無料の公立学校と、授業料の必要な私立の学校とがあります。公立学校は州と地方政府が管理しています。私立の学校はだいたい教会の援助を受けています。すべての私立の学校と、いくつかの公立の学校では、生徒に制服を着ることを義務付けていますが、アメリカでは、公立学校の生徒が制服を着るべきかどうか、今大きな話題になっています。制服に反対している人たちは、表現の自由を生徒から奪うことになる、と主張しています。でも、クリントン大統領は制服を取り入れることを支持しています。

多くの人たちは制服を色々なことが改善される
まず第一に、アメリカ
ている暴力や窃盗などの
ます。また、学校に生徒
い服装をしてくることや、



取り入れることで、
と信じています。
で大きな問題になっ
減少が期待されてい
としてふさわしくな
はかの生徒の持ち物
や服装と同じ物を持ちたがる欲求などを抑えることが出来ること、外部からの侵入者を容易に見分けられることなどがあります。

現在、アメリカ50州のうち19の州で、少なくとも1つの学区が制服を取り入れています。制服のデザインについては学校にゆだねられていて、その制服はだいたい、一般的な服装より安く提供できるようにしています。制服を買う金銭的な余裕がない家族に対しては色々な援助があります。地方の企業が学校にお金を寄付したり、いくつかの学校では、その学生たちのために予算を組んだり、また卒業生たちが、自分たちの着た制服を学校に寄付したりします。

現在までのところ、制服を取り入れたことはよい結果を生んでいます。ほとんどの学校で、ずる休みや遅刻、また暴力などが減ってきたことが報告されています。アメリカでは表現の自由はとても大きな意味を持っていますが、制服はさらに多くの学校で取り入れられていくことでしょう。

一言：私はほんの短い間、私立の学校に行きました。その学校では制服のデザインは決まっていなかったのですが、濃紺と白以外の色を着てはいけないことが決まっていました。

暮らしのワンポイント

- 鮮やかな緑を室内で一年中楽しめる観葉植物。手入れの基本さえ押さえおけば、初心者でも手軽に育てられます。

観葉植物の手入れ

ミルクの効果で葉にツヤ

さらに、観葉植物には直射日光も要注意。強い日差しに耐えられないものが多く、特に夏場は紫外線が強いので、できるだけ日陰に置くようにしましょう。
逆に日差しが弱い冬場は、時々外に出して日光浴をさせると元気になります。
肥料をやるのは、主に植物が成長する春から夏にかけての時期。秋や冬はあまり与えなくても大丈夫です。肥料も水と同じく、やりすぎは厳禁。説明書をよく読み、植物の種類や鉢の大きさなどに合わせて与えます。
室内の観葉植物は乾燥しやすく葉にホコリが付きやすいもの。霧吹きで時々葉をしめらせて乾燥を防ぎましょう。また柔らかな布やティッシュに牛乳を染み込ませて葉を拭くと、ミルクの成分がワックス効果を發揮して葉にツヤが出ます。

風通しは植物にとってとても大切です。風通しが悪いと葉が落ちたり元気がなくなったりします。また、エアコンの風が直接当たると乾燥し過ぎてよくありません。一日一回は窓を開け、外の空気に触

く根腐れの原因になります。注意したいのが冬場の水。寒い冬に冷たい水道水では植物が弱ってしまいます。水をしばらく室内に置き、室温程度に温めてから与えるようにしましょう。



まごころ銀行

ボランテニア伊方(増田愛明会長)から、きなはいや伊方まつり2000に協賛し、7月30日(日)に開催された「チャリテイ得々市」の全売上金2万5530円、ご寄付いただきました。

町では早速、まごころ銀行に預託、有意義に活用させていただくことにしました。紙上から厚くお礼申し上げます。

お礼

静岡県三島市にお住まいの加藤雄司さん(大浜出身)から1万円。

大阪府枚方市にお住まいの畑中正行さん(仁田之浜出身)から1万円。

京都市右京区にお住まいの武田興さん(湊浦出身)から1万円。

それぞれ、広報編集費用にとご寄付いただきました。紙上から厚くお礼申し上げます。

お知らせ

伊方町では、町内小学校のパソコン更新に伴い、下表のパソコンを町民の方に無償で払い下げすることにいたしました。

ご希望の方は、教育委員会へ申込みください。(希望者多数の場合は抽選)

1、申込期限
平成12年9月14日(木)

数	5台	52台	31台
メモリー	640KB	4MB	
基本OS	MS-DOS	MS-DOS	
(本体)	NEC PC1ナショナル	パナコムM21	
	9801		
プリンター	3台		

2、申込先
伊方町教育委員会総務学校教育課
(電話3810211
内線231・232)

3、パソコンの機種及び台数

パソコン教室の案内

【表計算講座】

▼期間：10月13日(金)～10月30日(月)

(8日間/毎週 月・水・金)
▼時間：PM2:00～PM4:30

▼受講料：8000円
(消費税を含む)

※テキスト代等は別途必要

▼定員：10名

▼対象者：初心者

▼申込み締切日：10月5日(木)

※町内者及び町内勤務者優先で先着順とさせていただきます。申込み、詳細は左記へご連絡ください。

▼問い合わせ・申込み先
伊方町地域振興センター

TEL3812288
FAX3810046

町内の交通事故

(平成12年8月1日現在)

- 発生件数…… 11件 (7月…… 3件)
- 負傷者数…… 10人 (7月…… 3人)

自賠責保険(共済)は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、バイク・原付自転車を含む、すべての自動車の保有者に加入が義務づけられている保険です。

車検制度のないバイク、原付自転車は、特に期限切れ、かけ忘れにご注意ください。

9月21日から30日まで「秋の全国交通安全運動」が行われます。地域ぐるみで交通安全に努めましょう。

伊方・町見駐在所

人の動き

平成12年8月1日現在

世帯数 2,559世帯 (+3世帯)

人口 6,941人 { 男 3,351人 (-2人)
(-2人) { 女 3,590人 (+0人)

えんむすび

(7月受付分)
氏名 本籍地

お誕生おめでとう

よい子に育ってください
(7月受付分)

おくやみ

(7月受付分)
死亡者 年齢 住所

※ 広報に載せて欲しくない人は、事前にお知らせください。

みんなで支える 明るく豊かな長寿社会
9月15日～21日は
敬老の日・老人保健福祉週間

税 今月の納税

町・県民税 (第4期)
固定資産税 (第4期)
国民健康保険税 (第4期)
10月2日までに納めましょう。

■ ホームページアドレス ■
http://www.shikoku.ne.jp/ikata/
■ E-mail アドレス ■
kikaku@ikata.shikoku.ne.jp

発行/伊方町 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1992
編集/総務課 ☎(0894)38-0211 FAX 38-1373
印刷/株豊豫社 八幡浜市松柏 ☎(0894)22-0144

わたしたちの街に新しい発見

ふ♥れ♥あ♥い

いかた

■ 教育だより

発行/伊方町教育委員会 編集/生涯学習課 印刷/(株)豊豫社

小学生国内派遣研修(北海道泊村等)



北海道泊村パークゴルフ場にて(昼食…ジンギスカン)

今月の主な紙面

- 子ども親善大使と交流
(北海道泊村)
- 北海道泊村等へ研修!
町内小学生20名
- 愛媛県小学生相撲大会出場!
- スポセンだより
- 町見郷土館から
- 人権学習シリーズ
- 俳句クラブ
- 川柳クラブ
- “もの。”が語る伊方の歴史
- 図書室だより

毎月第2日曜日は「家庭の日」です。

9月のテーマ “お年寄りや目上の人を大切にしよう”

(実践方法)

- お年寄りを囲んで、若い頃の苦労話や昔話に耳を傾け、お年寄りへの理解と敬愛を深めよう。

すぽせんだより

第3期水泳教室 受講生募集

1 レッツコースリム

内容) 水中運動や陸上のトレーニングも取り入れて、生活習慣病の予防や効果的な減量を目指します

時間) 10:30~11:30

曜日) 火・金曜日 回数) 16回/2ヶ月コース

料金) 4,800円

2 水中エアロビクス

内容) 音楽に合わせて水中で楽しく運動します

時間) 18:30~19:00

曜日) 水曜日 回数) 8回/2ヶ月コース

料金) 3,200円

3 上級スイム

内容) クロール、背泳ぎを中心に泳ぎ込みます

時間) 19:15~20:00

曜日) 木曜日 回数) 8回/2ヶ月コース

料金) 3,200円

詳しいお問い合わせは下記にご連絡下さい

伊方町役場生涯学習課 38-0211

スポーツセンター 38-1100

38-0776

町見郷土館から

今ではあまり見かけなくなりりましたが、一昔前、田畑で仕事着として用いられた「ツツレ」は、佐田岬半島に分布する民俗文化の一つです。

この「ツツレ」の技術と伝統を今に受け継いでいらっしやるのが、湊浦の政本吉春氏で、この度その政本氏よりたくさんツツレ作品

を町にご寄贈頂きました。そこで伊方のツツレについてたくさんの方に知って頂くため町見郷土館が担当して特別展示することとなりました。

日時と場所は左記の通りです。

●日時: 9月9日(土)

10日8日(日)

●場所: 中央公民館1階

ロビー



後列左から田中晶君、牧田翔太君、山藤雄麻君、井上航太君、土井康弘君、辻華人君 前列左から三根生高史君、井上隆春君、谷口之浩君

県小学生相撲大会出場!

8月13日(日)松山市の県総合運動公園で愛媛県小学生相撲選手権大会が開催され、伊方町からも7月30日に行われた子ども相撲教室伊方場所で開催された9名の豆力士が出場しました。観戦者からの声援の中熱戦が繰り広げられ、団体戦では初めて決勝リーグに駒を進めています。

対戦結果は次のとおりです。

試合結果

- 【個人戦】
- 【3年生】
- 【一回戦】
- 井上隆春(豊之浦小)
- 金繁龍一郎(城辺小)

- 【二回戦】
- 井上隆春(豊之浦小)
- 寺尾太志(寒川小)
- 三根生高史(九町小)
- 玉岡誠司(道後小)
- 谷口之浩(水ヶ浦小)
- 河野純平(浦知小)
- 【三回戦】
- 井上隆春(豊之浦小)
- 宮下航平(城小)



- 【5年生】
- 【一回戦】
- 井上航太(豊之浦小)
- 田中俊輝(清浦小)
- 辻華人(伊方小)
- 西家利祐(城辺小)
- 【二回戦】
- 井上航太(豊之浦小)
- 池田比呂巳(平城小)
- 【準々決勝】
- 井上隆春(豊之浦小)
- 武部圭洋(下灘小)
- 【4年生】
- 【一回戦】
- 山藤雄麻(伊方小)
- 河上延将(八坂小)
- 田中晶(水ヶ浦小)
- 藤谷 進(双葉小)

団体予選リーグ対戦表

	城辺A	石井東	伊方	野村B	順位
城辺A	-	2-3	2-3	4-1	3
石井東	3-2	-	3-2	4-1	1
伊方	3-2	2-3	-	5-0	2
野村B	1-4	1-4	0-5	-	4

決勝トーナメント: 伊方0-5野村A

団体戦

- 【一回戦】
- 牧田翔太(伊方小)
- 山内歌吉(遊子小)
- 土井康弘(伊方小)
- 芳本 有(城辺小)
- 【二回戦】
- 土井康弘(伊方小)
- 今崎友彰(平城小)
- 【6年生】
- 辻 華人(伊方小)
- 和氣三弥(城辺小)

人権学習シリーズ ①29

日本人？それともアメリカ人？両方でもいいじゃない。

「田村エリシャさんは、国際交流員として伊方町で勤務され活躍しています。」

父と母の国際交流のおかげで私は生まれてきました。私の父は日本人で母は白人系アメリカ人です。ほとんどの日本人は、私の茶色っぽい髪の毛や目を見てアメリカ人だと思うでしょう。でも、私の顔は祖母とそっくりなのに。アメリカ人もまた、私を見てアメリカ人だと思うでしょう。けど、おはしで海苔ご飯を食べるのが好きなのに。普段、私はアメリカのようなベッドで起床し、お箸でご飯とお味噌汁を食べ、それから、シャワーを浴びます。そう、朝に！それからマドンナのCDを聞き、「私の青空」を見ます。仕事場では、職場の人と日本語で話し、アメリカに英語で電子メールを書きます。夜は、夕食にスパゲッティを食べ、太鼓の練習に行きます。

しかし毎日、私は、いかに自分が日本人ではないかということを感じます。例えば、アメリカの日本大使館に行き、日本人パスポートを取ったとき、申し込み用紙は日本語で書かれているため、読めませんでした。東京行きの国内線飛行機に乗っていた時には、スチュワーデスが英語で「私はあなたの客室乗務員であなたは私のお客様です。」と、話し掛け、私は「日本語わかりますよ。」と日本語で答えました。「だんだん」や「ほちほち」という言葉を使うと、人々は私のことをアメリカ人の姿をした日本人だと言います。私がサングラスをかけている時は、まるでアメリカ人の映画女優のようだと言い、お土産を持って帰ると、日本人よりも日本の習慣を知っているといます。私の友達「あなたが日本人でないということを忘れてた。」とさえ言いました。このようなコメントを聞いて、自分のことを考えると、「だけど、私は日本人。」と思います。

私は日本の栃木県で生まれ、4歳までそこで暮らしていました。日本語は私にとって、母国語ではないけれど、初めての言葉です。アメリカに引っ越して学校が始まり、先生が私に好きな食べ物は何かを聞いた時、私は英語で「のり」と答え、クラス中のみんなが笑いました。その時から二度と「のり」とは言いませんでした。大きくなって、私は自分が日本人であることに誇りをもっていました。クラスメイトの何人かはそのことで私をからかいました。私が日本に来た時、子ども達は私を指差して、「外人だ」と呼びました。時々、私は一体どこの国に属しているんだろう？と考えます。

用紙に、どの人種に属するかをマークしなければいけなかった時、いつも“その他”のところをチェックします。なぜなら、そこには両方という選択はないからです。人々はどの人種か、ということから、私の行動が予想できるように、一つの枠を選んでほしいのです。では、もし私がその両方に当てはまるとしたら、どうなるのでしょうか？3年前、日本人パスポートを持って日本に来た時、外国人が毎月もらっていたお金を、私は受けることが出来ませんでした。今回、外国人として伊方町と契約し、指紋を取られました。しかし、私は同じ人間なのです。

二つの文化と人種を持っているということは、良いことだと考えるようになりました。なぜなら、二つの文化から好きな習慣を選択できるからです。私は、生活の中で、二つの文化を持っているということを楽しみ、また、価値のあることだと思っています。もし今、誰かが私に、大好物の食べ物は何かと聞けば、サングラスをかけ、自信を持って笑顔で「のり」と答えるでしょう。



左から著者の父、著者田村エリシャ・著者の母

北海道泊村等へ研修！ 町内小学生20名

町内小学生(6年生)20名と随行者3名の23名で北海道泊村等へ8月7日(月)から9日(水)に研修に旅立ちました。



「ちょっと恐いな!」

を体験しましたが、初めての子ども達ばかりで水しぶきの中黄色い声飛び交っていました。

泊村では、地元小学生12名と一緒にパークゴルフ・アイススケートの体験、ウニの養殖場見学など貴重な体験ができ、昼食では本場のジンギスカンまでご馳走になり、子ども達も充実した研修となりました。

他の研修先でも十分楽しんでいました。研修生達は夏休みの楽しい思い出の1ページを作ったことでしょう。



ソーセージ作り「うまく出来るかな?」

ウニの養殖見学(北海道泊村)

子ども親善大使と交流(北海道泊村)

7月30日(日)に姉妹町村締結先である北海道泊村から来町した14名の子ども親善大使の皆さんと、伊方町内の小学生20名による交流会が行われました。

3回目となる今年は、台風6号の影響で荒天となりましたが、子ども達は小グループに別れて、きなはいや伊方まつりの各イベントを楽しんでいたようでした。

最後にメール交換会を行い町内の小学生との交流会を終えました。

その後、泊村の子ども達は、門

「わあ!美味しそう」



田治満氏(中之浜)園のハウスみかんの摘み取り体験をし、美味しいミカンを手土産に伊方町を後にしました。

歓迎 泊村子ども親善大使



「はいチーズ!」(伊方スポーツセンターにて)

俳句クラブ

炎天下ゲート玉付け汗の玉	山田 正明
昇る日に光る葉末の露しづく	勇徳 憲市
雲の峯に真向う杖に力入れ	松田紋司朗
炎天やゲートの出番意気はずむ	上口 久志
白鷺の今年も訪うに沖田消ゆ	上田 文男
うつろいは定かならずや萩の華	城岡 正治
炎天下何もせぬ身の置きどころ	城岡さかえ
汗の子をあやし理容師剃刀使ふ	山口 朝子
迎火や来ませこの火の消えぬうち	広野 夏子
十葉を刈りて白寿の自愛かな	菊池あつ子
翅づかいゆるく木の間の大揚羽	大沢 昭子
お茶漬に梅干一つ大暑かな	林 そで子
谷川の瀬音高まる山出水	川縁 秀子
暮れなすむ浜辺とび交う盆とんぼ	山田 弥生
幾万の瞳魅了す揚花火	川崎 安子
雨止みし青空に蟬ジャンと鳴く	山田美恵子
削板の並ぶ霊棚先祖守る	岩井ふみえ
ゆつくりと老鶯啼いて山の径	櫻尾 久恵
厨窓開けて涼しき夕餉かな	古田 シオ
土用うし塗りの蓋とる笑顔かな	志賀トモエ
亡夫の名もはや過去帳に盆の月	岩見 愛子

”ものが語る伊方の歴史

去る7月に町見郷土館で特別展「文字に記された伊方」を開催しました。その模様をテレビでご覧になっていた川永田在住の稲月周二氏より、「家にも古文書があるが見てみないか」とのご連絡を頂き早速調査に伺いました。

伊方村の村役をご先祖にされる稲月家では代々数点の古文書を大切に木箱に保管されてきました。

今月はこの古文書について簡単に紹介したいと思います。

資料は
 『天保五年 畑方畝引帳 川永田分』…4点
 『天保六年 田方畝引帳 川永田分』…2点

『東方朔秘傳置文』…1点
 『御巡見使御尋答寫』…1点
 で、いずれも虫食いもなく非常に保存状態が良好な資料です。

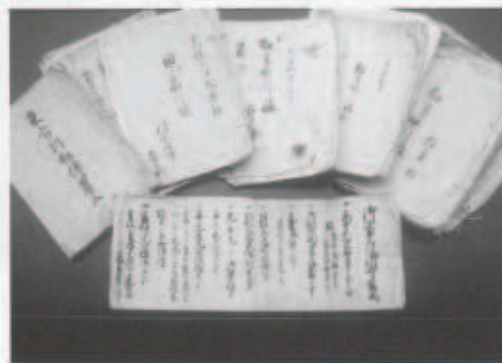
最初の『畝引帳』は天保の検地(一八三五)の際の物で、

(畝引とは収穫不足に応じて減反することを言います)川永田の当時の田畑数が農民ごとに記載されています。

次の『東方朔秘傳置文』は太陽や月などの変化から気候や収穫の豊凶を占うという秘伝書で、嘉永四年(一八五二)の資料です。(東方朔とは中国前漢時代の学者で諸学に通じ、不死の仙術士であったと伝えられる人物です)

そして最後の資料「御巡見使御尋答寫」は今回最も古い資料で、寛政年間(一七九〇頃)の物として以前町誌などで一部紹介されていますが詳細は不明のままでした。当時の人口や年貢など伊方の様子が伺える一級の資料です。

こうした資料はこれから時間をかけて読み下し、内容を検討していずれ正式に『稲月家文書』としてご報告したいと思っておりますのでお楽しみに。



「稲月家文書」

図書室だより

楽しい夏休みを過ごしましたか？暑さはまだまだ厳しいのですが、夏の終わりはなんとなく寂しいですね。

一学期の終業式のあった日の午後、町民会館のエレベーターで遊んでいた子ども達を早速叱る羽目に。そのせいかどうか、小学生が来ない。持ち込みのマンガをすうっと読んでる子ども。我慢く、そのうち勉強するだろう。夏休みは利用者が多い分、私

自身も試され、鍛えられます。

この時期出掛ける機会も増え、色々な施設やお店へ、お客として様々な体験をし、感想を持ちますよね。外観の立派さより、お店の人の印象の方が記憶に残りませんか？

的確で、しかも気配りあるサービスをしているかどうか。ものやかねより、結局「ひと」「ころ」だと思ってしまう。翻って私自身、お客として、マナー違反していないか。この夏の小さな経験も、どんどん活かしていきましょう。私もまた、サ

川柳クラブ

人間の底の浅さを笑う海
 嬉し泣き悔し泣きする甲子園
 微笑みに会って文句を言いそびれ
 浦の道ステテコが好き下駄が好き
 選抜の球児に茶髪見つからない
 日付け貼り紫蘇酒も自家用薬酒棚
 味噌作り家族の杖で出来る
 自己流を一途に守る味噌作り
 悪いこと月が見てると幼な孫
 痛くも無い腹さぐられる胃カメラ
 二十一世紀の石原祐次郎は一億円
 金ごとに困ると電話掛けてくる
 大西瓜中味叩いてみたくなる
 砲爆で無くてよかった遠花火
 戦争しない日本若者よく死ぬる

田辺 進水
 上野 進
 木下 一昭
 上田 文男
 稲月シゲ子
 桜谷 環
 菊池真志江
 篠川佳津子
 中野みよ子
 池田 君子
 井上まさを
 木戸恵津子
 松坂 正子
 門田 千枝
 梶谷 芳泉

ビスする側の一人です。

今月は新刊購入は少しですが、パ

○中世の村を歩く 石井 進
 ○とんかつの誕生 明治洋食事始め 岡田 哲

○パパだからできる！ 鈴木 光司
 ○おかしな男 遅美清 小林 信彦
 ○最強のプロ野球論 二宮 清純
 ○おとな二人の午後 五木寛之、塩野 七生

○命 柳 美里
 ○朗読者 ベルンハルト・シュリンク

9月



防災の日
(9月1日)



敬老の日
(9月15日)



秋の全国交通安全運動
(9月21～30日)

日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	7
⑧	⑨	10	11	12	13	14
⑮	16	17	18	19	20	21
⑳	23	24	25	26	27	28
㉑	30	31				

くらしのカレンダー

●…教育 ■…保健 ☆…衛生 ○…その他

月日(曜)	行 事	月日(曜)	行 事
9/1(金)	☆不燃物収集日(大浜・中之浜・仁田之浜・湊浦) ☆不用犬の回収日(役場・町見支所で受付)	16(土)	
2(土)	☆不燃物収集日(河内・小中浦・中浦・川永田・有寿来地区)	17(日)	
3(日)	■日曜検診(胃・大腸がん検診7:00～9:00、 結核・肺がん検診7:00～10:00、 基本健診・骨粗鬆症検査8:30～10:00、 婦人がん検診10:00～11:00)	18(月)	
4(月)	■リハビリ教室(保健センター13:00～15:30) ☆不燃物収集日(豊之浦・九町地区)	19(火)	
5(火)	☆不燃物収集日(二見地区・九町越)	20(水)	■リハビリ教室(保健センター13:00～15:30) ☆空缶収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区) ○心配ごと相談(町見公民館13:00～17:00)
6(水)	○心配ごと相談、行政相談(町民会館13:00～17:00)	21(木)	■栄養学級⑤(町見公民館9:30～13:00) ☆空缶収集日(川永田、豊之浦、町見地区)
7(木)	■3才児健診(保健センター13:00～14:00)	22(金)	☆発泡スチロール収集日(町内全域) ☆不用犬の回収日(役場・町見支所で受付)
8(金)	■オレンジ会(オレンジ作業所9:30～15:00)	23(土)	🍁 秋分の日 ☆空ビン収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区)
9(土)		24(日)	○第4回ニューフォーク・メッセージフェス (瀬戸町ジャンボ風車広場11:00～16:00)
10(日)	○佐田岬メロディー市(きらら館10:00～)	25(月)	■健康ひろば(新川会館13:30～15:00) ☆空ビン収集日(川永田、豊之浦、町見地区)
11(月)		26(火)	■三種混合予防接種(保健センター10:30～11:00) ■三種混合予防接種(九町診療所13:15～13:30) ☆有害ごみの収集(乾電池・蛍光灯・体温計)
12(火)	■三種混合予防接種(保健センター10:30～11:00) ■三種混合予防接種(九町診療所13:15～13:30)	27(水)	■なかよし広場(保健センター9:30～11:30) ■育児相談(保健センター13:00～14:00) ○税の徴収(向公民館13:30～16:00)
13(水)	■リハビリ訪問(13:00～15:30)	28(木)	■生き生きクラブ(ワークいかた13:00～15:30) ○税の徴収(大成老人憩いの家9:30～12:00) ○税の徴収(鳥津集会所13:00～15:00)
14(木)		29(金)	○税の徴収(豊之浦集会所9:30～14:00)
15(金)	🍁 敬老の日	30(土)	

回 9月は食中毒防止月間です。